

福生市都市公園占用料

占用物件		占用料	
		単位	単価 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,490
	第2種電柱		2,280
	第3種電柱		3,080
	第1種電話柱		1,320
	第2種電話柱		2,140
	第3種電話柱		2,910
	その他の柱類		130
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1	13
	地下電線その他地下に設ける線類	年	8
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,300
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	790
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,610
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	8,800
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	2,650	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	55
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		79
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		120
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		150
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		230
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		310
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		550

	外径が0.7m以上1.0m未満のもの		790	
	外径が1.0m以上のもの		1,590	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1年	2,610	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1㎡につき1年	1,400	
法第32条第1項第5号に掲げる施設（地下街及び地下室を除く。）	上空に設ける通路		4,950	
	地下に設ける通路	占有面積1㎡につき1年	2,970	
	その他のもの	き1年	2,610	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日	88	
	商品置場その他これに類するもの	占有面積1㎡につき1年	8,800	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1㎡につき1年	8,800	
	標識	1本につき1年	2,140	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡又は1本につき1日	88
		その他のもの	占有面積1㎡又は1本につき1年	8,800
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	88,000
		その他のもの		44,000
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1㎡につき1年	2,610	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場		占有面積1㎡につき1年	8,800	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下

の電線（当該電柱に設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。

5 表示面積若しくは占有面積が1㎡未満であるとき、又はこれらの面積に1㎡未満の端数があるときは、1㎡として計算し、占有物件の長さが1m未満であるとき、又はその長さに1m未満の端数があるときは、1mとして計算するものとする。

6 占有の期間は暦により計算し、占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

7 占有料の額は、占有料の欄に定める金額に、占有の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占有料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。